

高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金 よくあるご質問

※令和8年9月1日版

No.	よくある質問	回答
1	父親が所有している住宅に住んでいる私が申請をしようとしています。「 本補助金により補助対象設備を設置する住宅の所有者 」が「 本補助金の申請者 」と異なる場合に、追加に必要な書類はありますか。	住宅の所有者（所有者が複数いる場合はその全員）が本補助金の申請者と 同居している場合 には、補助対象設備の設置について住宅の所有者の同意を得てください。 追加で必要な書類はありません。 住宅の所有者が本補助金の申請者と 同居していない場合 には、「 補助対象設備の設置について住宅の所有者の同意を得ていることが分かる書類 」を提出してください。この書類の内容についてはお問い合わせください。
2	交付申請時に提出する「 既に太陽光発電設備を設置し発電していることが分かる書類 」について、太陽光発電設備を設置したばかりで、 売電の実績等がない場合 、何を提出したらよいですか。	「 設置されたパネルの写真 」及び「 発電していることが分かる資料 」（デスターの表示やモニターの画像等）を提出してください。
3	交付申請時に提出する「 完納証明書 」又は「 滞納無証明書 」（高知市資産税課税務証明係（本庁舎2階）で発行した取得後1か月以内のもの」は、地域の窓口センターで取得できますか。	地域の窓口センターでは取得できません。 「 資産税課（高知市役所本庁舎2階） 」にて、取得してください。
4	他の国補助金と本補助金を併用して活用できますか。	本補助金は、 他の国補助金と併用して申請していただいてもかまいません。 ただし、 併用予定の国補助金の事務局等 にも、 本補助金との併用の可否をご確認ください。 なお、本補助金は高知県の「 高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金 」を活用しており、その財源は 国費の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 」です。それをふまえ、併用予定の国補助金サイドに、併用の可否をご確認ください。
5	「 高知市自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金 」にて、「 太陽光発電設備 」のみについて、補助金交付決定を受けました。本補助金にて「 蓄電池 」の申請をすることはできますか？	本補助金の要件を満たしていれば、申請は可能です。 ただし、 当該年度において、既に「高知市自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金」の交付決定を受けている場合は、蓄電池の補助金交付上限金額は25万円となります。
6	「 高知市住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金 」にて、「 太陽光発電設備 」のみについて、私（夫）が補助金交付決定を受けました。私と同居する妻が、本補助金にて、「 蓄電池 」の 申請をする場合 、補助金交付上限額は40万円となるのでしょうか？	当該年度において、既に「高知市住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金」の交付決定を受けた「太陽光発電設備」に接続する場合は、申請者が別であっても、蓄電池の補助金交付上限金額は25万円となります。
7	「 高知市自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金 」にて、「 太陽光発電設備 」及び「 蓄電池 」について、補助金交付決定を受けました。同じ蓄電池について、 本補助金を重ねて申請することは可能ですか？	当該年度において、既に「高知市住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金」にて、蓄電池の補助金交付決定を受けている場合、当該蓄電池に対して、本補助金を重ねて申請することはできません。
8	V2H充放電設備について、（一社）次世代自動車振興センターが実施する「 令和7年度補正予算V2H充放電設備の導入補助金 」と本補助金を併用して活用できますか。	本補助金は、（一社）次世代自動車振興センターが実施する「 令和7年度補正予算V2H充放電設備の導入補助金 」と 併用して申請していただくことができます。